

○医薬品再評価が終了した一般用医薬品の取扱いについて

(平成元年九月五日)

(薬監第七五号)

(各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生省薬務局監視指導課長通知)

今回再評価が終了した「一般用医薬品再評価結果及びこれに基づく措置について(その8)」は、平成元年九月五日薬発第七七五号薬務局長通知(以下「局長通知」という。)をもつて各都道府県あて通知されたところである。これら再評価対象医薬品に対する措置については、昭和五六年四月七日薬発第三五二号「医薬品再評価が終了した一般用医薬品の取扱いについて」及び昭和五六年四月七日薬監第一五号「医薬品再評価に伴う一般用医薬品に関する監視指導上の措置について」(以下「課長通知」という。)により行うこととしているが、局長通知中「再評価申請後に申請者が承認を整理した品目及び日本薬局方医薬品の承認制移行に伴う承認申請を行わなかった品目」の取扱いについては、左記によることとしたので貴管下関係業者の指導方よろしく願います。

記

- 1 市場に在庫品がある場合には、再評価結果通知後、速やかに当該在庫品を回収すること。
- 2 回収状況の把握、確認については課長通知中のなお書きによること。